

「分国法」における「喧嘩」処理規定に関する検討

——紛争処理法としての喧嘩両成敗法の性格——

河 野 恵 一*

目 次

- 一 本稿の課題
- 二 戦国大名「家中」の秩序構造
 - (1) 戦国大名「家中」の構造
 - (2) 「家中」における法的秩序
- 三 戦国大名による「喧嘩」処理規定の検討
 - (1) 諸 定 義
 - (2) 「喧嘩」不拡大方針と違反者の処罰
 - (3) 「喧嘩者」に対する処分
 - (4) 戦国大名の「喧嘩」処理の構図

* こうの・けいいち 立命館大学法学部准教授

「分国法」における「喧嘩」処理規定に関する検討（河野）

四 喧嘩両成敗法の紛争処理法としての性格

- (1) 同害報復の代執行としての喧嘩両成敗法
- (2) 戦国大名権力による紛争裁定の特質
- (3) 今後の課題

一 本稿の課題

本稿の目的は、いわゆる「分国法」における「喧嘩」処理に関する規定の分析を通じて、当該期に「喧嘩」により発生した紛争の解決に対する戦国大名権力の関心を概観し、その中に喧嘩両成敗法を位置づけることで、その紛争処理施策としての性格を明確にすることにある。

前稿⁽¹⁾においては、喧嘩両成敗観念を現代的関心から改めて意義づけることをめざし、その作業の一つとして、両成敗観念を通時代的に把握するための道筋を付けることを試みた。現代に残存するとされる喧嘩両成敗観念についての人々の関心の実体は、結局のところ紛争解決のための考え方としての不条理性に集約されること、その不条理性とは紛争解決にあたり「白黒をつけない」、すなわち双方への制裁がなされることを、根拠を明示せず強要する点であること、そのような考え方の基盤、すなわち喧嘩両成敗は「理非互格」とする考え方が近世に成立していたこと、これを踏まえて、喧嘩両成敗観念が法令として具現化した時期である中近世移行期の「喧嘩」処理を再検討すべきこと、などを指摘した。

このような関心のもと、本稿においては、いわゆる「分国法」⁽²⁾を中心に、戦国期の「喧嘩」処理法令の分析を行

い、その基本的性格を把握して、そのなかに喧嘩両成敗法を位置づけることを試みる。この時期、「喧嘩」つまり個人間闘争に端を発する紛争がいかにして解決されていたか、そのなかで、喧嘩規制・処理の法令がどのような意図で制定され機能したか、について整理を行って、近世以降の両成敗観念につながる要素を指摘したい。喧嘩両成敗法は、全国規模で一元的な支配秩序を創出した統一政権によって、必ずしも一般的な「喧嘩」処理法としてではないにせよ、採用され、法令として発布されることとなった。しかし、この統一政権による喧嘩両成敗法制定に先立って、戦国大名が制定した成文法令集たる「分国法」の中に喧嘩両成敗法を見いだすことができる。戦国大名権力は自らの形成した支配秩序内部における「喧嘩」処理について法令で定めているものが多く、その具体的方針は個々の大名権力によって異なっていたが、それらの中には喧嘩両成敗法を採ったものもあつたのである。全国規模の支配秩序を創出した統一政権の出現は、戦国大名権力による一定の地域的秩序の形成が前提となつている。一般に統一政権と呼ばれるのは、織田・豊臣・徳川各氏の樹立した政権のことであるが、織田氏権力や徳川氏権力の由来は他の戦国大名と大差なく、その基本的な支配構造もまた戦国大名と共通する部分が多いと考えられるし、豊臣氏権力は基本的に織田氏権力を継承した性格のものであるから、やはり同様に戦国大名権力と共通する部分が多いであろう。従つて、統一政権による喧嘩両成敗法制定の背景と、戦国大名権力による「喧嘩」処理との間には一定の共通点が存在していたものと考ええることはあながちはずれなことではないと思われる。

上記のような想定に基づき、近世初期における喧嘩両成敗法成立の前提であるところの戦国大名の「喧嘩」処理に関する法令を「分国法」を中心に検討し、その「喧嘩」処理の構図と各大名に共通した傾向を見いだすことを試みるものである。

なお、当該期の「喧嘩」を論じた成果は豊富に蓄積されており、「屋上屋を架す」の愚を怖れるところである。⁽³⁾とりわけ畠山亮による「戦国期喧嘩両成敗法」の分析と定位を行った業績⁽⁴⁾との関係において、本稿は検討対象とする史料や手法の面で多く共通する上、それらと比して検討内容や考察の質・量両面において粗雑なものにすぎない。にもかかわらずあえて本稿を著すのは、単に筆者がこの作業を過去十分に行ってこなかったことに加え、基本的関心の部分で畠山の論考と相違点が存すると考えているからである。

本稿の意図をより明白にするため必要な範囲で少々補足するならば、その最大の相違点は、畠山が戦国期の喧嘩両成敗法を戦国大名による暴力の規制の中に定位することを意図しているのに対し、筆者は喧嘩両成敗法を、「喧嘩」という個人間闘争に端を発する紛争を処理する施策の一つとして把握することを意図していることにあると考えている。これまでの研究活動を経ての私見によれば、当該期の喧嘩処理法令において、「暴力の規制」の要素と喧嘩により発生した紛争処理の要素とは表裏一体の関係にあり、いずれかの側面だけを取り出して基本的特性と評価することは適当ではない。⁽⁵⁾そして、前稿からの筆者の関心は紛争処理の要素にあり、筆者はそれを説明することを目指している。

以上のような関心から、本稿はそれら先学の成果に学びつつ筆者の現時点での暫定的な見解を覚書としてまとめしておくことを意図している。当該期の喧嘩処理の構図を改めて見直し、当時の社会において喧嘩紛争処理にあたってどのような考え方に基づき、どのようなしくみのもとでそれがなされていたかを説明していくための手がかりとしたい。

二 戦国大名「家中」の秩序構造

本章においては、「分国法」における「喧嘩」処理規定の内容に立ち入る前提作業として、戦国大名「家中」の秩序構造について論じる。大名権力による「喧嘩」処理の構図を描くためには、大名の支配領域内部における人的支配秩序の把握が不可欠であり、これを欠いた場合、検討が皮相的なものとなるおそれがある。戦国大名の存在形態は多様なものであり、それぞれについて詳述することは現在の筆者の能力及ぶところではないが、考察の便宜上、各大名にある程度共通すると考えられる要素のみに限定してこれを論じることとする。⁽⁶⁾

(1) 戦国大名「家中」の構造

「家中」の成立

戦国大名権力の性格については様々な視点からの膨大な量の研究が蓄積されてきているが、それが自立・自律的「イエ」集団の集合体として存在していたことについては共通認識となつていようと思われる。⁽⁷⁾ ある地域の有力な「イエ」集団（仮に「大名家」としておく）の長（大名）に対して近隣の在地領主（これも「イエ」集団の長である）が主従関係を結んで「被官」となり、その「家臣」となる（以下、この意味での「家臣」を仮に「家礼型直臣」と称する）。こうして「大名家」を中心にいわば拡大された「イエ」集団が形成される。これが戦国大名「家中」である。「大名家」となる条件は、守護家出身の大内氏や今川氏、守護代であった伊達氏や尼子氏、奉公衆であった毛利氏等、室町幕府の支配体制上の役職や身分格式に由来する場合が多いが、一方でとりたてて幕府職制上の要職に

「分国法」における「喧嘩」処理規定に関する検討（河野）

あったというわけでもない出自のものもあり、必ずしも幕府等の中央権力を背景とすることが「大名家」たりうる必須条件であったわけではない。しかしその来歴はともかく、「大名家」は自力を以て直接在地支配を行う、本質的に自生的な権力であったことは確かであろう。一方で、家臣となる在地領主層も、その来歴は土豪・幕府御家人等様々であったが、在地に根ざした権力体であることは共通していると思われる。そのような在地に根ざした「イエ」集団が、「大名」と主従関係を取り結び、「主君」と仰ぐようになる。これが繰り返されることで、「大名家」を結合の核とした「イエ」集団の地縁的結合体が構成され、地域秩序が形成されるのである。

このようにして成立した大名をその長とする拡大「イエ」集団たる「家中」は、「大名家」の「イエ」集団（以下、その従者たる構成員を仮に「家人型直臣」としておく）と、「家礼型直臣」の「イエ」集団（その従者たる構成員を仮に「陪臣」としておく）との集合体であるが、そこにおいて、「家礼型直臣」層は自立性を一定程度維持していた。これが戦国大名「家中」成立期の原初形態であり、「家中」構造の基本でもある。ただ、その「被官」化は多様な形態をとり、そこから戦国大名「家中」の構造の複雑さが生み出される。

「家中」構造の複雑さ

戦国大名「家中」成立以前の在地における地域秩序は、中世を通じて形成されてきた、「惣領家―庶家」の関係を基本とする惣領制に基づく血縁的結合体が複数併存するというものであったと考えられるが、「大名家」は多くの場合「惣領家」としてこの惣領制的結合体を束ねる存在であり、その意味で戦国大名「家中」の核心部分はこの「大名」に率いられた血縁者集団にある。一方で、戦国大名「家中」は地縁的結合体としての要素も併せ持つ。在

地領主の中には「大名家」と同様に惣領制的結合体を核とした独自の「家中」を形成しているものもあったが、そのような在地領主の「大名」への「被官」化は、ある時は自らの所属していた血縁的結合を断ち切って行われる場合もあったし、「家中」の長たる在地領主が自らの率いる惣領制的結合体を維持したまま「被官」化するという形をとることもあった。このような場合、戦国大名「家中」の中に別の「家中」結合体が存在することになる。以上のように大名「家中」においては複数の血縁的結合体が併存するのだが、「大名」―「家臣」間、あるいは家臣相互間が婚姻関係・養子関係で結ばれて互いに「親類縁者」となることで、血縁的結合関係は再生産されることになる。さらに、「寄親寄子制」と呼ばれる、大名権力の主導で有力な「家人型直臣の下に親子関係を擬制して家臣を編成するしくみも存在し、その構造はますます複雑なものとなる。

一方で、「家中」には別の結合関係も存在する。例えば、同じ「大名」の「被官」となり、「家中」を構成しているという意味での家臣相互間での一体感とでもいえるべき「傍輩」意識に基づく規律関係がそれである。つまり、「家中」には、個々の「大名」―「直臣」間の関係である主従といういわば縦方向の規律関係と、家臣相互間での「傍輩」といういわば横方向の規律関係とが存在していることになるが、これらは時として相互に対立するものである。

以上のような由来を持つ戦国大名「家中」においては、形式的にはともかく実質的には、「大名」と家臣が必ずしも一対一で相對峙しているわけではなく、各家臣は複雑な帰属関係に服しており、また、その重層性・複合性こそが戦国大名「家中」構造のひとつの特色でもある。

「家中」統制

既述の通り、「大名家」の「イエ」集団と、「家礼型直臣」の「イエ」集団との集合体たる戦国大名「家中」において、「家礼型直臣」層は自立性を一定程度維持していた。大名は「大名家」の長として、「家礼型直臣」は自らの「イエ」集団の長として、それぞれ自らの「イエ」集団の内部を統制する。いっぽうで、大名は主君として「家礼型直臣」たちを統制する。このようにして、戦国大名による統制は「家中」全体に及ぶが、それは「イエ」集団の長たる「家礼型直臣」を通じてのものであり、陪臣層までも直接対象としたものではない。しかし、対外的には他の大名との紛争、対内的には領国支配の強化という課題を抱えて成立した大名権力は、この課題を克服すべく、「家礼型直臣」層に対する統制を強めてその「イエ」集団を徐々に解体・再編し、血縁的結合・「傍輩」結合等も否定し、「大名」を頂点とする一元的な統治を実現しようとしていく志向を持つ。家臣相互間の紛争においてはその裁断を独占的に行い、さらに「家礼型直臣」の「イエ」集団内部の紛争についても介入していくようになる。

(2) 「家中」における法的秩序

在地領主たる「イエ」集団の長は自らの「イエ」集団について、対内的には集団構成員相互間での紛争に対する裁断権をある程度保有し、対外的には他の集団との間の紛争について自らの集団の代表として他の集団と対決・交渉を行い、解決を図る。このような性格を持つ自立集団の集合体から成立したという点が戦国大名権力の本質的性格のひとつである。⁹⁾この自立的領土の地域的結集が(形式的にはあれ)相互に対等な関係として行われれば、それはいわゆる「一揆」となるのだが、ある特定の者(大名家)に対する「被官化」という形で行われた場合、戦国

大名「家中」の形成へとつながっていくのである。⁽¹⁰⁾ こうして「大名家」の長は、家臣となった自立的領主たちを統制し、秩序を形成・維持していかなくてはならない地位に立つことになる。

水林彪は、日本全国のレベルにおける「中世的秩序」から「近世的秩序」への転換を、「社会的・外部的刑事法秩序」から「国家的・内部的刑事法秩序」への転換として理念的に描き出した。⁽¹¹⁾ それによると、「正当的暴力の独占体としての国家」が未だ成立しておらず、「正当的暴力を社会の構成員が分有する中世的秩序」は、ある社会成員によって引き起こされた侵害行為に端を発する問題が、侵害者と被侵害者との相互交渉（その手段として「復讐」も含みうる）によって処理される「社会的・外部的刑事法秩序」であったが、近世国家によって「正当的暴力の国家による集中」が行われた結果形成された「近世的秩序」は、同様の問題が、究極的には国家と侵害者との問題として処理される「国家的・内部的刑事法秩序」であったという。

この理念モデルを当該期の社会の分析に適用するにあたってはなお実証の積み重ねが必要だと考えるが、仮に本稿の主題である「喧嘩」処理に引き付けるならば、中世社会における「喧嘩」処理から近世社会における「喧嘩」処理への転換について以下のような構図が描けるだろう。すなわち、「正当的暴力を社会の構成員が分有する中世的秩序」においては、「喧嘩」が発生し死傷者が出た場合、その処理は「喧嘩」の両当事者間、より正確には「喧嘩」を起こした両当事者が所属する社会的集団相互間の問題として、武力行使による報復行為も含めた両者のやりとりによって処理される。しかし、「正当的暴力」を独占する「国家」が成立した近世社会においては、「喧嘩」が発生し負傷者が出た場合、その問題の処理が最終的には「国家」権力と「喧嘩」の両当事者それぞれとの間の問題として処理されることになる。中近世移行期において進行したこの「転換」において戦国大名権力の果たした役割

には重要な意義が存すると思われる。一定の地域に国家的秩序を形成した戦国大名「家中」の内部においてまさしくこの「転換」が進行していたと考えられるからである。

前述のように、戦国大名「家中」においては、「家礼型直臣」は「家中」という一つの社会に包摂され、その構成員となっていた限りで一体感を共有していた（「傍輩」意識）と考えられるけれども、その本質的性格は、「対内的」には自らの「イエ」集団の内部（「陪臣」層）に対して一定の裁断権を保持し、また「対外的」には他の「家礼型直臣」の「イエ」集団との間で紛争が発生した際には、自らの「イエ」集団の代表としてその処理を行う、独立領主としての性格を深く残したものであった。そのような重層的性格を持つ、成立期の戦国大名「家中」の法秩序は、水林氏がいうところの「社会的・外部的刑事法秩序」に近いものであったと考えられる。ここでは、原則として、ある「家礼型直臣」の「イエ」集団内部で発生した「陪臣」間の争いはその「イエ」集団内部の問題として処理されることになるし、一方で、互いに異なる「家礼型直臣」を仰ぐ「陪臣」相互間での争いは、それは異なる「イエ」集団相互間での争いにつながり、その処理はその長たる「家礼型直臣」相互間で図られることとなる。

一方、一定程度の独立・自律性を保持していたとはいえ、「家礼型直臣」層は、共通して抱える対内的・対外的諸問題に対処すべく「被官」化して大名と主従関係を結んだのであるから、その影響力を排除することは原理的に不可能であり、大名による「家中」統制が強化されてゆくにつれて「家礼型直臣」の自律性は否定されてゆくことになる。こうして、戦国大名「家中」における法秩序は、水林氏のいうところの「国家的・内部的刑事法秩序」に近づいていく。この転換に伴い、互いに異なる「家礼型直臣」を仰ぐ「陪臣」相互間での争いは「国家権力」としての大名権力によってその処理が図られることとなり、また「家礼型直臣」の「イエ」集団内部における争いにつ

いても、その争いについて介入の必要性を大名権力が認めた場合には、大名権力はこれに介入し、処理を図ることになる。この政策の一環として「分国法」に代表される法令が大名権力によって制定されたのである。

三 戦国大名による「喧嘩」処理規定の検討

本章においては、前章で示したことを前提として、個々の「分国法」における「喧嘩」処理について検討し、そこに共通する要素を抽出して「喧嘩」処理の構図を描き出すことを試みる。対象とする「分国法」は「喧嘩」処理に関するものと考えられる規定を設けているものに限定するが、具体的には、大内氏の「大内氏掟書」・今川氏の「今川仮名目録」・伊達氏の「塵芥集」・武田氏の「甲州法度之次第」・結城氏の「結城氏新法度」・六角氏の「六角氏式目」・長宗我部氏の「長宗我部氏掟書」・吉川氏の「吉川氏法度」である。⁽¹²⁾

検討対象とするこれらの「分国法」は、これを制定した個々の戦国大名権力の性格や地域性の差異、あるいはその制定時期の相違といった理由から各々独自の性格をもつものであり、その独自性を捨象して一般的傾向を安易に論じることは避けられるべきであるかもしれないが、その一方で、多様な展開を見せる「分国法」からある一つのテーマに限定してそれらに共通した志向を見いだすという視点にたつことによって、中世的法秩序から近世的法秩序への全国規模での転換の具体像を描き出すささやかな一助になると考える。

以下、分析に用いる概念用語に関する定義を行った上で、それに従って大名による「喧嘩」処理について具体的に論じていく。

(1) 諸定義

「喧嘩」の定義

「分国法」に現れる「喧嘩」あるいは「けんくわ」の語を一義的に解釈することはできないが、ここでは大名権力による処罰の対象となる「喧嘩」を「個人相互間での物理的有形力の行使を伴った闘争」と定義しておく。この個人間での闘争に加勢者が加わり、大規模な集団的闘争に転化する。さらに、闘争によって死傷者が出た場合は、それに対して報復が行われる。⁽¹³⁾これらの事態の発生を防止し、発生したならば事態の收拾を図るのが「喧嘩」処理である。この「喧嘩」処理は、闘争に直接参加した者に限らず、その者の「主人」や家族、犯人を保護しようとする者、報復行為を行った者までも対象とするものと措定する。

なお、「物理的有形力の行使」を要件としたことについて若干説明しておく。闘争に関わった者が処罰されるか否かは、物理的有形力の行使に伴う死傷者の発生如何が有効な指標になると思われる。なぜなら、「喧嘩」を行った者に対する処罰の根源のひとつが、「打擲」「刃傷」「殺害」といった傷害・殺人行為に対する処罰に存すると考えられるからである。「喧嘩」に際してある者が他人に対して暴行し死傷させたならば、加害者は「打擲」「刃傷」「殺害」を犯した者として処罰されること、「分国法」の中にはこれらを明文化していないものも多いが、これらは最も普遍的な犯罪行為とされる類のものであるから、明文化されていないものも多いが、これらのような行為を犯した者に対して大名権力から処罰が加えられることはある程度普遍的に自明視してよいだろう。また、「物理的有形力の行使」を伴わない「口論」が「喧嘩」の語と同様の意味で、あるいは「喧嘩口論」のよう

に並列して用いられ、禁止の対象とされる場合もしばしばあるが、「口論」は「喧嘩」を惹起する契機となる状況であり、「喧嘩」と隣接する状況ではあるけれども、物理的有形力を用いるに至らない「口論」の段階で終息した争いにて実際に処罰が為されたとは考えにくいため、さしあたり「喧嘩」とは区別して扱い、ここでの検討対象には含めないこととする。

「喧嘩」処罰対象者の定義

「喧嘩」処理において処分の対象となる広義の当事者を、実際に闘争に参加した「直接当事者」と、闘争には参加していないが「直接当事者」の血縁関係者、あるいは「傍輩」「主人」といった非血縁的結合関係にある者等の「間接当事者」とにまず大別する。前述の通り、「物理的有形力の行使」を「喧嘩」の一要件とした場合、ある者が闘争に参加したか否かという点は、その者が処罰されるか否かについての重要な指標となる。「直接当事者」は闘争に参加し、「物理的有形力の行使」を行ったことで処罰の対象となるであろう。一方、闘争に参加しなかった「間接当事者」には、論理的にはこの意味での処罰が下されることはない。しかし、闘争に参加せずとも、例えば闘争の現場から逃走した「直接当事者」を保護・隠匿する、あるいはその逃亡を援助する等の行為、あるいはその意思がなくてもそのようなことを行った疑いを生ずるような行為に対して大名権力からの処罰が下される場合があったし、またそのような関与をせずとも、「直接当事者」の一族がまるごと縁坐の対象になる場合すらあったのである。

さらに「直接当事者」を、闘争を始めた「喧嘩者」（反撃をしなかった者も含めて）と、発生した闘争の場において

これに参加した「加担者」に分類する。「喧嘩者」に対する処罰については前述の通りであるが、「加担者」についても、「加担者」が加害行為を行い、その結果死傷者が出たならば「喧嘩者」の場合と同様に処罰されることになろう。しかし、すでに発生している闘争に参加し、「喧嘩者」の助太刀を行おうとする「加担者」には、「喧嘩者」と同等、或いはそれ以上の明確な加害意思が存すると考えられる。そのような第三者の「加担」により個人間闘争は集团的闘争へと容易に転化し、死傷者はいや増すことになり、事態の収拾も困難になるであろう。詳細は後述するが、これを防止すべく、多くの「分国法」には「喧嘩者」に対する処遇とは別に「加担者」への処遇が規定されており、それらは往々にして「喧嘩者」に対する処罰と同等か、より厳格なものとなっているのである。

(2) 「喧嘩」不拡大方針と違反者の処罰

前述の通り、「喧嘩」処理の最大の目的は、個人間闘争である「喧嘩」に他者が参入することで大規模な集团的闘争へと闘争の規模が拡大するのを防止することにある。そのための戦国大名権力による「喧嘩」処理の基本方針として、

- ① 「喧嘩」の処理を大名権力が独占的に行うこと
- ② 「喧嘩」への加担の禁止
- ③ 報復行為の禁止

の三点を見いだすことが出来るように思われる。こうして「喧嘩」が当事者相互間での問題として限定された上で、「喧嘩者」に対して処分が下されるのである。

「喧嘩」処理の大名権力による独占

まず、①「喧嘩」処理の大名権力による独占であるが、より具体的には、鬭争により死傷者が発生した場合、事態の処理を「喧嘩者」相互間、あるいは「喧嘩者」それぞれが所屬する「イエ」集団や親族集団といった当事者集団相互間でのやりとりによって行うのではなく、大名権力がこれを独占的に行うということである。死傷者が発生した場合、大名権力が制定した法令の中に「喧嘩」処理の規定が設けられているならば、大名権力によって「喧嘩」処理が独占的に行われるべきことは当然に前提条件となつていふと考えられる。この点で興味深いのは「大内氏掟書」第一五五条における以下のような記述である。

喧嘩事、其身与其身、可決是非之間、不可為公私之煩上者、有御思案之旨、文明御在京比以來、不可有御存知之由、被定御法、其後者自然雖触御耳、不及御裁許也、然者則如御法、可為其身与其身之儀之処、或及与力、或自由之進退、任雅意、猶嗷々沙汰云々、諸人之煩、還而輕御法度者歟、此時者被改近年之儀、於自今以後者、達上聞者、可被加御成敗之由、所被仰出也、至理非者、両方善惡共以、偏可奉任上裁也、

大意は、そもそも「喧嘩」は他者を煩わせることなく「喧嘩者」相互間で決着を付けるべきであるため、以前この旨を法に定め、それ以後たとえ「喧嘩」の報告があつたとしても大内氏権力としてはこれに関与しないうるべきだが、その結果、「喧嘩」に加勢したり、勝手な振る舞いをしたりする者が跡を絶たず、却つて諸人の煩いとなる始末なので、今後は大内氏権力に「喧嘩」の報告があつたならば、大内氏権力がその「理非」を決定し処分を下すことに

する、というものである。ここには、大内氏「家中」において、大内氏権力が「喧嘩」処理に介入せず、「喧嘩」の処理が当事者間で行われていた時期があったことが記されている。しかしそれは一時的なものであった。「有御思案之旨、文明御在京比以來、不可有御存知之由、被定御法、其後者自然雖触御耳、不及御裁許也」との記述は、「喧嘩」に大内氏権力が関知しない旨を法に定める以前は大内氏権力による「喧嘩」処理が行われていたことを伺わせるものであるし、また、「於自今以後者、達上聞者、可被加御成敗之由、所被仰出也」との記述から、本条制定以後は大内氏権力が「喧嘩」処理を独占的に行うことが表明されている。このことから、大内氏権力は家臣の「喧嘩」に対していつでも介入し、双方「喧嘩者」の是非を決して処分を行いうるという「喧嘩」処理の権限を保持してはいたものの、それをあえて行使しなかつたとみるべきであろう。

「喧嘩」への加担の禁止

次に、②「喧嘩」への加担の禁止、である。これについて各「分国法」の規定を見ておくならば、以下の通りである。

「今川仮名目録」には、第八条に「兼又与力の輩、そのしはにをいて疵をかうふり、又ハ死するとも、不可及沙汰のよし、先年定了」とあって、闘争に参加して死傷した者については今川氏権力として関知しないという、いわば消極的な態度が示されている。しかし、これを除けば、「加担者」について触れているものはことごとく「加担者」に対する処罰を規定している。

「大内氏掟書」第一五五条は「若於違背御下知之族者、可為自滅之覚悟也、此上者、雖為親子兄弟従類一家縁者、

令停止合力、悉可守上意之趣也」として、「親子兄弟親類一家縁者」のような、「喧嘩者」と血縁関係にある者や「喧嘩者」と同じ「イエ」集団に所属する者であっても合力を禁止することを規定しているし、「甲州法度之次第」第一七条では「以鼻肩偏頗令合力者、不論理非、可為同罪」として、「鼻肩偏頗」によつて合力した者は理非を断じることなく「喧嘩者」と同罪に処す旨を定める。また「結城氏新法度」では、第八〇条で「いつかたにけんくわ候て、ことゝ、しくいゝ、来候とも、たれもかけへからず、如此法度をき候所へ、かけきたり、かたんをすへく候哉、又わきより人をあやまるへく候哉、あいてくみニ定候間、おや子親類ゑんしや成共、其場へまかるへからず」として、「喧嘩」は「あいてくみ」すなわち当事者同士で行うものと定めて、たとえ「おや子親類ゑんしや」のような血縁関係者であっても加担することを禁止し、また第四条で「けんくわくろん其外のさたニいんきうかたんのもの本人よりも一類けつり候へく候」として、「加担者」に対してはその一類に至るまで所帯を没収する旨を定め、さらに第三条で「かりそめのけんくわくろんなに事成共、ゑんしやしんるいをかたらひ、一所候てとたうたてのともから、理非をさしをき、先とたふたてのかたへ、とかめ(をな)すへ(く候)、可被心得」として、「喧嘩」に際して徒党を組んだ「加担者」を、理非を断じることなく優先的に処罰することを定めている。「六角氏式目」は「同合力被停止畢、於違背族者、合力之働随浅深、可被相計事」として、合力を禁じた上で、これに違反した場合、合力の度合いに応じて処罰を行う。そして「吉川氏法度」では「闇本人協より助力仕候者、先其ものを可行罪科候」とされ、「喧嘩者」をさしおいて合力した者に対しては優先的に処罰する旨が定められている。

このように、戦国大名権力は個人間闘争たる「喧嘩」への他者の参加を禁止し、「加担者」を処罰することで、「喧嘩」が集団的闘争に転化するのを防止しようとしていた。しかもその処罰は、合力の内容如何に随つて処罰を

決する「六角氏式目」の場合を除けば、「喧嘩者」と同じかあるいはそれ以上のものが課されており、しかも処罰にあたって大名権力によって理非の判断が行われることもなかったようである。このことは各大名権力がいかに強い態度で「加担者」の排除に望んでいたかを物語っていると見えよう。

事後の報復行為の禁止

さらに、③「喧嘩」にまつわる闘争が一旦終息した後での報復行為を禁じた規定も存在する。これを明記しているのは「塵芥集」「六角氏式目」である。「塵芥集」では第二〇条にその旨が記されており、その内容は「けんくわこうろん闘争のうへ、りひひろうにあたハす、わたくしに人の在所へさしかくる事、たとひしこくのたうりたりといふとも、さしかけ候かたのをつとたるへし」というものである。ここでは、「喧嘩」が発生した場合、伊達氏権力に報告してその処分を待つべきであるのに、そうせずに勝手に相手方の在所に押し掛けたならば、押し掛けた側の当事者を「越度」とする旨が定められている。伊達氏の処罰を待たずに報復行為に出ることは、伊達氏権力に処分を委ねるべきであるという意向に反した行為であるため、報復行為を行った当事者に「至極の道理」があったとしても、伊達氏の意向に背いたことを理由に、その当事者は「越度」とされ、処罰の対象となるのである。また、「六角氏式目」第二二条は「喧嘩」が発生したら六角氏権力に申告し処断を仰ぐべき事を定めた上で、「或令相当、或帯兵具寄懸、於背御法族者、却而其身可為曲事」として、「御法」に背いて報復行為を行った者を「曲事」として処罰する旨を規定する。

両者とともに、大名権力に「喧嘩」の処理を委ねるべきであるのに、そうせずに私的な報復行為に出た者に処罰

を加える、というものであるが、これらにおいては、仮に大名権力によって「喧嘩者」の是非の糾明が行われた結果、理があると認められる者であっても、大名権力の意向に反して報復行為に及んだならば、報復行為の事実を以て非であることが断じられている。すなわち、大名権力の裁判に服するべきであるという大名権力側の意向に違反した事実が処罰される理由となるのである。

以上のように、戦国大名権力は、闘争が発生した場合それを個人間闘争の段階で終息させるべく、闘争への当事者以外の者の参加及び事後的な報復行為を禁止、違反者に対しては個別に処罰することを定めていた。そうして「喧嘩」を当事者本人同士の闘争に限定した上で、「喧嘩者」を確定し、これに対して処罰を行う方針としていたと思われる。なお、「喧嘩者」の確定ができない場合について、「今川仮名目録」第九条に「喧嘩あひでの事、方人よりとり、ゝに申、本人分明ならざる事あり、所詮しはにおゐて、喧嘩をとりもち、はしりまはり、剩疵をかうふる者、本人の成敗にをよふへき也」とあつて、「喧嘩者」が確定できない場合は闘争に参加して負傷した者全員を処罰の対象とする旨を規定している。

「喧嘩」に直接関与しなかつた者への処遇

先述したとおり、戦国大名「家中」は「イエ」集団の集合体であり、それら「イエ」集団が主従関係・親族関係・「傍輩」関係で結ばれた複雑な構造から成っていた。そのような性格を持つ「家中」の構成員相互間での「喧嘩」は、個人間の闘争では収まらず、他者の闘争への参加により集団的闘争へと容易に転化し得た。そのため、戦国大名による「喧嘩」処理の基本には「喧嘩不拡大方針」が置かれていたことは既に見た通りである。「加担者」

に対する処罰はほとんどの場合容赦ないものであったし、事後的な報復行為をなした者に対して処罰規定が設けられている場合もある。

このような直接闘争に関わった者に対する処罰に加えて、場合によっては、闘争に参加していない「喧嘩者」の近親者である「間接当事者」に対して処罰が設定されているケースもある。大名の家臣たる「主人」と、その家臣の「被官人」との関係についていえば、例えば「今川仮名目録」第一〇条は「被官人喧嘩并盗賊の咎、主人か、らざる事ハ勿論也、雖然未分明ならず、子細を可尋なと号し、拘をくうち、彼者逃うせハ、主人の所領一所を可没収、無所帯ハ、可処罪過」、「甲州法度之次第」第一八条は「被官人之喧嘩并盗賊等之科、不可懸主人之事者勿論也、雖然欲糺実否之処、件主人無料之由頼陳申、相拘之間ニ令逐電者、主人之所帯三ヶ一可没収、無所帯者、可処流罪也」と定め、ともに「被官人」の「喧嘩」の罪は原則として「主人」に及ぶことはないけれども、「喧嘩者」の「主人」が「喧嘩者」を尋問すると称して拘禁中に「喧嘩者」が逃亡した場合、「主人」に処罰が下されるべき旨を規定している。ここで「主人」が処罰される理由は、おそらく「喧嘩者」が「主人」によって一旦拘束された上で逃亡したという事実が、「主人」が「喧嘩者」を故意に逃亡させたものとみなされたからであろう。また「塵芥集」では、第一八条で「人のひくわん(被官) いけ(以下) 人をころし、其則ちくてん(逐電) 候は、しうにんとかかをかけへからず、た、ししうにん、せつかいにんをきよおうにおゐてハ、とうさいたるへし、又くたんのとかにん、しうにんかくこのよし、てきにんあひさ、へる事あり、そのたうさならば、しうにんさい所をさかさせへし、然にのちの日これを聞、そのしう人きよようのよし申いつるのとき、せうこまされなくハ、まへのするかことし、又適任のさ、へ候事せうこなくハ、しうにんとかあるへからざる也」と定めて、やはり「被官人」の「殺害」の罪

は原則として「主人」には及ばないが、「主人」が殺人を犯した「被官人」をかくまっている事実が確認されたなら「主人」も処罰する、としている。これらの規定においては、「主人」は「喧嘩者」たる自らの「被官人」に対して保護を加える、あるいはその疑いのある行動をとらない限りにおいて処罰されることはないが、「喧嘩者」の逃亡の補助や隠匿行為を行った場合には処罰の対象となる。これを言い換えるなら、大名権力が「喧嘩」の直接当事者を確定し処罰するにあたって、「喧嘩」を行った「被官人」をその所属する「イエ」集団から切り離すことが、大名権力から家臣たる「主人」に対して求められているのである。

(3) 「喧嘩者」に対する処分

ここまで確認したとおり、「分国法」の「喧嘩」処理規定においては、喧嘩の拡大を防止するための規制が厳格になされている、という共通の傾向を見いだすことができる。いっぽうで、「喧嘩者」処分に関する規定はさまざまである。それらを分類するなら、ある程度固定的な処罰規定を記載している、いわば「理非を論じない」ものと、時宜に応じて大名権力が処分を下す旨を定める、いわば「理非を論じる」ものとに大別できる。

「理非を論じない」タイプの処遇決定

まず、ある程度固定的な「喧嘩者」処罰を明記しているのは「今川仮名目録」「甲州法度之次第」「結城氏新法度」「長宗我部氏掟書」である。「今川仮名目録」第八条では「喧嘩に及輩、不論理非両方共に可行死罪也」、「甲州法度之次第」第一七条では「喧嘩之事、不及是非、可加成敗」、「長宗我部氏掟書」第二五条では「喧嘩口論堅停止

之事、善悪手初謹而可堪忍、背此旨互及勝負、不寄理非、双方可成敗」とされ、双方ともに暴力行使に及び、「喧嘩」をしたならば両者共に処罰する（今川仮名目録）は死罪に処すべき旨を明記とする。これらは双方に同一の処罰を科す、いわゆる喧嘩両成敗法である。一方、「結城氏新法度」第五条は「けんくわくわしかけられ候て、よりところなくいたしたるものをは、其身一人かいゑき、其外二た、りなす事あるへからす、はうはい其外手をよる歟、まハす歟、をとりかけろうせきもの、其身の事ハ不及是非、一類かいゑき、所帯やしきたちまちまはき取、別人二あつかふへく候」と定めるが、これは「喧嘩」を仕掛けた「ろうせきもの」は、本人は当然としてその一類に至るまで所帯没収、逆に仕掛けられてやむを得ず反撃した者は本人のみ所帯没収とし、「喧嘩者」本人に限って見れば「両成敗」であるが、仕掛けた者本人の一族に対しては所領没収という処罰がなされるのに対し、仕掛けられた者本人の一族には類が及ばない。その意味で前者を後者よりも重く処罰することになる。

これらはいずれも双方ともに暴力を行使した場合の処罰であり、もし一方が「喧嘩」を仕掛けても、暴力を以て反撃しなければ処罰されることはなかったと考えられる。このことは「今川仮名目録」「甲州法度之次第」「結城氏新法度」において規定されている。「今川仮名目録」「甲州法度之次第」においては、それぞれ、「將又あひて取かくるともいふとも、当座をんひんのはたらき、理運たるへき也」（今川仮名目録）第八条、「但雖取懸、於于令堪忍輩者、不可処罪科」（甲州法度之次第）第十七条と規定されており、ともに暴行を受けても反撃しなければ処罰しない旨が明記されている。また「結城氏新法度」は第六条で「なにと人とりかけ、慮外なし候共、せいし候て、そうしやを取、如此くわしかけられ候へ共、法度□てとりあハす候よし、申上候もの候ハ、其身二ハ懇をくハへ、慮外□□人かいゑき、所帯やしきうはいとり、他人に可刷候」と定めており、どのような「慮外」（理不尽な言動）

をしかけられても暴力行使をせずに結城氏権力に申告すれば、(処罰しないどころか)むしろ申告者を褒賞する旨を定めている。

また、「塵芥集」においては、「喧嘩」処理一般を規定するのではなく、「喧嘩」に際して犯した罪に応じた処罰を個別に規定するという形式が採られていると考えられる。¹⁴⁾まず、「喧嘩」において殺人を犯した場合について、第二五条に「たうさのけんくわにより、あるひハしゆゑんのすいきやうにより、ふりよのほか人にをころすにおゐてはハ、その身をせいはいをくわへ、しよたいをけつしよすとも」とあつて、「殺害」を犯した者は「成敗」(おそらくは死罪)し、その所帯を没収する。また、「刃傷」を犯した場合には、第三九条に「人をきるとかの事、ひろうのうへ、せいはいをまつへきのとこに、其儀にをよはず、わたくしにきりかえしすへからず、かくのことくのもから、たといしこくのりうんたりとも、はつとをそむき候うへ、せいはいをくわふへきなり」とされており、斬りつけた者はもちろん、斬りつけられて反撃した者をも処罰する旨が定められている。ここでは具体的な処罰の内容容までは明記されていないが、続く第四〇条において「人をちやうちやくする事、さふらゐにおゐては、しよたいをとりはなすへし、むそくのやからハたこくへをいはらふへし、しかるにせいはいをまたす、しふんとしてうちかへしする事有へからず、しかのこときのやから、しよたいをめしあけへし、むそくのともからハ、たこくへおいはらふへきなり」とあり、「刃傷」の場合と同様の状況においてその加害内容が「打擲」であった場合について、「打擲」を行った者と反撃した者との双方に対して、侍身分の者であれば所帯没収、無足の者であれば他国へ追放するという同一の処罰を為す、とされていることを考え併せると、「刃傷」の場合にも仕掛けた者と反撃した者との同一の処罰がなされたものであろうと考えられる。

「理非を論じる」タイプの処遇決定

一方で、双方「喧嘩者」に対して大名権力がその理非を決定するとし、固定的な処罰規定を為していないものとして、「大内氏掟書」「六角氏式目」「吉川氏法度」が挙げられる。「大内氏掟書」については、先に触れた第一五五条において、「喧嘩」の処理を大内氏権力に一任すべきことを述べた上で、「至理非者、両方善悪共以、偏可奉任上裁也」として、「喧嘩者」の理非を大内氏権力が判断した上で処分を下す、としている。「六角氏式目」では第一二条に「喧嘩鬪諍打擲刃傷殺害事、縦雖討父討子、謹而令堪忍、可致注進、随其科、早速可被加御成敗」とあつて、犯した罪の程度に随つて処罰する旨が定められる。また「吉川氏法度」においては第一八条に「喧嘩理非を糺可沙汰候」とあり、やはり吉川氏権力が理非を糾明した上で処分を決定するとされている。これらの諸規定は、それぞれ文言の相違はあるものの、その内容は大名権力が時宜に応じて理非を決し、「喧嘩者」の処遇を決定するというものである。この場合、武力行使に及んだ「喧嘩者」に対してはおそらく何らかの処罰は為されたものと考えられるべきであろうが、その処罰は喧嘩を仕掛けた者の「理」、仕掛けられた者の「理」がそれぞれ斟酌されたものとなる可能性を残す。

処遇決定の根拠をめぐって

本稿で課題とする喧嘩両成敗法は、上記の通り、多様に存在する「理非を論じない」タイプの処理法のひとつとして位置づけられるが、それも含めて「喧嘩」処理における処遇決定がどのような根拠によりなされていたのかについて、以下確認しておきたい。第一に諸規定から読みとれるのは、「喧嘩」の場における暴力行使に対する処罰、

という要素である。すなわち、ある者が他人に対して暴行し死傷させたならば、加害者は「打擲」「刃傷」「殺害」を犯した者として処罰される。「喧嘩」に関連して死傷者が発生するという状況は、一方的な加害行為ではなく、相争う両者がともにこのような物理的加害行為に及んだ結果である。従って、「喧嘩者」処罰であれ「加担者」処罰であれ、そこでなされる処罰は、加害行為を行った者それぞれに対する処罰の複合体という側面を持つものとみなすことは可能であろう。

このように想定するならば、「家中」における秩序維持を優先するという立場から、家臣が私的に暴力を行使した時点で、その行為は大名権力による処罰の対象となるのだと考えられよう。まず「喧嘩」を仕掛けた者が制裁の対象となるのは当然である。その内容は各「分国法」間で異なるけれども、先に暴力を行使した者に対しては、死罪・追放・所領没収等なんらかの制裁が確実に加えられることになる。一方、暴行を受けた者は、暴力に訴えて反撃するのではなく、その場は堪忍して、大名権力による加害者に対する処罰を待つべきことが求められる。しかしそうせずに反撃が行われた場合、やはり私的に暴力を行使したことを理由に処罰がなされることになろう。従って、両者が共に私的に暴力を行使した場合、「喧嘩者」はともに処罰されることになる。

このことにつき、戦国期を含めた中世社会における「喧嘩」処罰を、「当事者本人のみが相對峙して決闘を行い解決する」「決闘型処理法」と、喧嘩を仕掛けた側を仕掛けられて反撃した者より重い刑とする「故戦防戦型」処理法とに分類した勝俣鎮夫は、後者について「権力の治安維持を第一とし、故戦者に対して、その原因の是非を問題としないという立場に一度立つならば、同じ理屈で防戦者の理非も問題としないという方向に向かうのは当然であって、室町幕府法では、まだ故戦者に対する刑と防戦者のそれとに差をつけているが、さらにこれを徹底すれば

当然面成敗にいきつくのは当然であろう」と述べ⁽¹⁵⁾。一切の私的実力行使を禁じるという方針を大名権力が打ち出している場合、たとえ法令の文言上に理非を論じることなく双方を処罰する旨を明言していないとしても、このような意味で、「喧嘩者」に対しては、仕掛けた側にも反撃した側にも処罰が下されることは既定事項となっていると言えよう。そしてこの考え方は、理由の如何を問うことなく「喧嘩者」をともに処罰する「喧嘩面成敗」の法理⁽¹⁶⁾につながりうるものである。

第二に読み取れるのは、大名権力の方針に背いた事実を以て処罰の根拠とする要素である。前述の「大内氏掟書」一五五条によれば、「喧嘩」は「喧嘩者」個人間で解決すべきであるものだから大内氏権力はそれに介入しない旨、いったん「御法」が定められたが、実際にはそれが守られず、鬭争が拡大する事態が多発することになったため、大内氏権力はそのことを「還而輕御法度者歟」、つまり人々が法度を軽んじる状況として糾弾し、従来の方針を転換して「喧嘩」処理に介入することを宣言したのである。この規定からは「喧嘩」を規制する根拠として、「喧嘩」という行為そのものの禁止よりも、「法度」に背くことを処罰の根拠とする大内氏権力の意図を明確に読み取ることができる。

同様の論理は、先に触れた「塵芥集」第三九条において如実に示されている。「刃傷」を犯した者に対しては伊達氏権力がその処罰を行うのであるから、斬りつけられた者は処罰が下るのを待つべきである。そのように「法度」で定めているにも拘わらず、「私に斬り返す」すなわち私的に反撃を行ったならば、たとえ反撃者の側に理があったとしても、「法度」に背いたことを理由に処罰がなされることになる。石井紫郎の言葉を借りるならば、ここに家臣それぞれの「理」よりも大名権力が制定した「法度」の内容を優先する「法度」優位の思想⁽¹⁷⁾が現れて

いる。さらに前述の通り、ここで両者にはおそらく同一の処罰が為されたと考えられる。これはまさに「喧嘩両成敗」の法理であり、この構造はおそらく「喧嘩者」本人に対してはとも死罪あるいは所領没収の処罰を科すことを定めた「今川仮名目録」「甲州法度之次第」「結城氏新法度」「長宗我部氏掟書」にも共通するのではないかと考えられるのである。

(4) 戦国大名の「喧嘩」処理の構図

以上、「分国法」の検討を中心に、戦国大名による「喧嘩」処理の構図を描かんと試みた。その基本方針は、個人間闘争から集団的闘争へ転化することを防止する「喧嘩」の不拡大であった。「喧嘩」に関与した者に対してはなんらかの処罰が行われるが、逆に関与しなかった者に対しては、一部例外もあるもの、おおむね処罰しない傾向があるように思われる。そのようにして問題を「喧嘩者」相互間に限定した上で、暴力行使をした「喧嘩者」に対しては何らかの処罰が為されるのである。それにあたって、その背景事情を考慮して「喧嘩者」に対する理非の裁定を行う余地をのこす場合もあるが、一方で両者の処遇をあらかじめ法令として規定しているものもあった。そして後者に属するものには、「喧嘩者」を仕掛けた側と仕掛けられて反撃した側とに弁別し前者を後者よりも重く罰するという、いわば「故戦防戦型」処罰と、この弁別を行わず「喧嘩者」を同罪に処す、いわゆる喧嘩両成敗法を採用のものが存在した。しかし、「故戦防戦型」処罰と喧嘩両成敗法との間には原理的な相違があるわけではないと考えられる。「家中」における私的暴力行使の禁止を徹底すれば、「喧嘩」を仕掛けた側も、仕掛けられて反撃した側も、禁止された行為である私的暴力の行使を行ったという一点に関しては同罪であり、それは喧嘩両成敗の

法理につながり得るものである。

従来、これらの「喧嘩」処理法令の前提として、「法度」優位の思想が潜んでいることが指摘されてきた。勝俣鎮夫は、「塵芥集」に現れる「法度を背き候うえ」の表現について、「法の絶対性を強調し、一般的道理の感情を絶ち切る目的で用いられている」と評する⁽¹⁸⁾。また石井紫郎は戦国大名の「喧嘩処理」法令全般の背後に、戦国大名が「是非」の判断権の独占、「法度」優位、「自力救済の極限的制限」の三要素が存在することを指摘し、その点でそれらが喧嘩両成敗法と「紙一重」の存在である、と評する⁽¹⁹⁾。これらの指摘は、中世社会において紛争解決の正当な手段として認められていた私的暴力行使が、中近世移行期に戦国大名権力などの公権力によって否定され、あらゆる紛争が公権力の裁判によって独占されていく、という基本的な理解枠組みの中で論じられるものである。それによれば、「喧嘩者」それぞれが主張する正当性を公権力が強権的に抑止していくことの延長線上に喧嘩両成敗法の成立が位置づけられることになる。この枠組みは、先に触れた水林の理念モデルにおいても前提とされる、法史上の基本的なテーゼである。

しかしいっぽうで、このような見解のみでは喧嘩両成敗法の特質を十分に説明できないと思われる。かつて筆者は喧嘩両成敗法の法史上の意義づけに関して論じた際⁽²⁰⁾、「私的暴力行使」の否定の徹底と公権力による裁判権の掌握と関連づけて喧嘩両成敗法を意義づけるこれらの説を「私的实力行使禁圧説」とまとめるとともに、その視点のみで喧嘩両成敗法の特質を説明するのは不十分であることを指摘した。なぜなら、これらは喧嘩両成敗法の法理のうち、「是非」を論ぜず処罰をすることについては説明できるが、なぜそれが「両成敗」というかたちで定式化されたのかを十分に説明できないと考えられるからである。多様に存在した「喧嘩」処理法のなかで、なぜ「両成

「敗」という双方への処遇提案が法により定式化されるに至ったのか、について、戦国大名「家中」の権力構造やそこでの大名権力の発現のしかた、家臣の意向などを踏まえ、改めて検証を積み重ねる必要がある。

四 「喧嘩両成敗法」の紛争処理法としての性格

前章で検討したとおり、「分国法」に規定された「喧嘩」処理法令には、喧嘩つまり私的暴力行使を規制し、発生したものを解決する基本方針があった。それが具現化された法令が大名間で異なるのは、それぞれの事情と価値観でさまざまな方法が模索されたためと考えるべきであろう。喧嘩両成敗法は、あらかじめ処理法を明示しておくものの一つと位置づけられるが、なぜそこで「両成敗」という処理法が後代まで知られる法観念となったのか、という点が、本稿の立場からは重大な関心事である。

それを探るため、紛争処理法としての喧嘩両成敗の意義を合意のための具体的内容として両成敗の提供という方法が選ばれたことの意味について、以下若干の考察を行う。さまざまに存在する「喧嘩」処理法は、「喧嘩」を規制するものであるとともに、それにより発生する紛争を早期に収束させるために提示された解決案でもあった。紛争処理の目的は紛争状態のいったんの終息であり、それを実現するために喧嘩両成敗法を含む「喧嘩」処理法令が制定されたのだから、そこに定められる処遇について、紛争処理の観点から見直すことは、喧嘩両成敗観念の本質の一面を示すために必要な作業である。本稿ではここまで特に補足説明することなく「処罰」「刑罰」の語を用いてきたが、「喧嘩」処理における「処罰」は犯罪―刑罰の枠組みにとどめず、紛争解決状態をもたらす条件を作り出すための公権力側の関与の仕方の一つとして捉えることができる可能性がある。

このような関心から、先行研究をもとに論じ、今後深められるべきと思われる論点についての考察を行う。

(1) 同害報復の代執行としての喧嘩両成敗法

喧嘩両成敗という觀念が不条理なものであるにもかかわらず、それが当時の人々に受け入れられた理由につき、喧嘩両成敗觀念の成立を、当時の社会における同害報復慣行と関連づけて理解する考え方が有力に主張されてきた。清水克行は喧嘩両成敗觀念の成立を総体的に論じ、戦国期を中心とした喧嘩両成敗法を、「紛争当事者の衡平感覺に配慮しつつ緊急に秩序回復を図るために中世社会が生み出した究極の紛争解決策」だと評する。そして、その有効性の根源を、喧嘩両成敗法が当時の社会における同害報復を是とする意識の制度化であることに求める。清水の見解は大略以下のようなものである。

中世社会においては、闘争において自ら(個人、集団)が受けたものと同程度の損害を相手(個人、集団)に与える「相当」と呼ばれる考え方があり、それが当時の人々の「衡平」感覺の表現であって、それに基づいた紛争処理の慣習が広く行われていた。多様な現れ方をするそれらの行為の本質はいわゆる同害報復の実現であり、これが公権力により制度化されたものが喧嘩両成敗法であった。「野卑な特質を色濃くのこす中世以来の法慣習や民間習俗をとりこみ、体制化したのが戦国大名や織豊政権の政治だったとすれば、そのあとに続く江戸時代の政治は、そうした「暴力性」や「未開性」を洗練し払拭することで、社会を「文明化」してゆくことを至上の課題とした⁽²²⁾。その結果、江戸幕府は両成敗法を一部の例外を除いて採用しなかった。しかし赤穂事件の際に人々の意識のなかに残る中世の法慣習が復活する。そして「喧嘩両成敗法を積極的に普及させ、「天下の大法」(一般的な法慣習)にまで

祭り上げていったのは、公権力の側でなく、むしろ一般の武士や庶民たちのほうだったといえよう」と洞察する。⁽²³⁾

清水は、喧嘩両成敗観念を、中世社会において紛争解決手段として一定の有効性を持った同害報復慣行に淵源を持つものとみなし、そのような未熟な解決法を廃止しあるべき公正な裁判の実現を目指した江戸幕府に対して、納得できる身近な考え方として両成敗を支持した民衆層、という像を描いている。民衆の根強い支持に押され、喧嘩両成敗という不条理な処理法が現代まで生き残ったその法理が後代まで受け継がれる「究極の紛争解決策」たりえたものと清水は評価するのである。⁽²⁴⁾

また、同様の立場から、石井紫郎は、喧嘩両成敗法につき、「同害報復という、人類にほぼ共通で、最も基本的な法観念の一つを満足させつつ、ないしは利用しつつ、平和維持を強行する、その意味で早熟的な制度」であって、「――喧嘩発生の原因なり、経緯なり――紛争の実態に立ち入ることなく（その意味で復讐の場合と同じ態度を加害者に対して保持している）、両当事者に文字通り同じ害を甘受させることによつて、それぞれの関係者にとつて復讐（最初の加害に対する反対加害）が行われたのと同じ状態を自動的・強制的に作り出し、それ以後ないしそれ以上の紛争の芽を摘みとつてしまふもの」と評する。⁽²⁵⁾そして、このことをヨーロッパの刑事裁判において、同害報復を合理化し、かつ被害者にこれを行わせないようにする努力が積み重ねられてきたことと対比させた上で、「喧嘩両成敗法は、こうした合理化の努力を省略して、平和維持の理念を先行させ、強行していったもの」であると指摘する。⁽²⁶⁾さらに、ここでは「『理非』と暴力とが二律背反の関係におかれて」おり、「暴力の行使は『理非』の判断を受ける資格をみずから放棄するものであった」とする。⁽²⁷⁾以上の論は、喧嘩両成敗法の初期の例として知られる「五島住人等一揆契状」に見られる喧嘩両成敗規定についてのものだが、石井はさらに「一揆の中で生れた喧嘩両成敗法は、

「分国法」における「喧嘩」処理規定に関する検討（河野）

戦国大名法の探るところとなった」とも述べており、これらの特性が「分国法」の喧嘩両成敗法においても同様に存在することを示唆する。⁽²⁸⁾

以上のような、喧嘩両成敗法を公権力による同害報復の実現と見なす見解の意義を筆者の関心からまとめらば、喧嘩両成敗法は当時の人々が求める「理」のひとつである「衡平」を実現する内容であり、それを公権力が法令として制定したものであって、だからこそ有効性を持った、ということになる。このことは、前述の「社会的・外部的刑事法秩序」から「国家的・内部的刑事法秩序」へ、という理解枠組みともリンクするものである。すなわち、「喧嘩」を発端とする紛争を解決するにあたり、当事者同士で和解する条件として「喧嘩者」に制裁を与えることと同じ状態を、公権力が解決策として制定し、これを当事者に与えることで解決を図るのが喧嘩両成敗法と解することが可能となる。その意味で、喧嘩両成敗法は、権力者から与えられる有効な紛争解決策なのである。

ただ、その有効性を過大評価することには慎重であるべきと筆者は考えている。⁽²⁹⁾ 喧嘩両成敗の有効性を強調すると、いっぽうの喧嘩両成敗法成立の前提となっている戦国大名権力の裁判権との関連につき整合的な理解が困難なと思われるからである。「喧嘩」の双方当事者の主張を踏まえて適切な解決法を提示するのが「理非を論じる」タイプの「喧嘩」処理法であり、ここでは戦国大名権力の裁判権が機能していると言える。いっぽう、喧嘩両成敗はその手続を行わない、「理非を論じない」ことをその特質とするのだから、ここでは裁判権が十分に機能していないことになる。このことを整合的に理解するためには、当該期の法と裁判のありかた、基本的な考え方についてのさらなる検討が必要となる。

(2) 戦国大名権力による紛争裁定の特質

ここで注目したいのは、石井紫郎の指摘にある、喧嘩両成敗法が、「喧嘩」に端を発する紛争を解決するにあたり、合理的な方法の構築を省略して、平和的な紛争解決策として公権力により強行された、という理解である。「分国法」における「喧嘩」処理は多様であるが、いずれにしても暴力を行使した者はすべて何らかの処罰の対象となる。これらを根源的に規定するのは、「暴力か、平和的解決か」という二元論的な価値観であって、各人の暴力行使の正当性についての主張を合理的に判断し適切な裁定を下す、というプロセスを重視する考え方が、当時の公権力の側に全般的に欠如しているとみなすべきであろう。もちろん「理非を論じる」解決が法で定められているケースもあるが、それらの例は多くないし、同時に解決策として公権力から提示される内容に逆らうことは処罰の対象となる。つまり、少なくとも「分国法」における「喧嘩」処理規定について言うなら、公権力が提供する紛争解決策を受け入れるべき事が絶対視されており、その基本的な枠組み内で限定的に「理非を論じる」ことが行われる可能性があるにすぎないのである。

ヨーロッパではいわば「理非を論じる」解決を実現するため、同害報復のしくみを公権力の制度にとりこんで法理論の整備がなされ、普遍的ルールを形成する努力がなされた。対して戦国大名権力においてはそのような努力が認められず、当事者による同害報復も含めた私的暴力行使が、裁判を含む平和的解決法と対置され、暴力行使に対しては「理非を論じない」態度により、紛争解決が強行される傾向が強かった。石井が指摘するような状況は、国家権力や戦国大名権力などの公権力が法や裁判制度を整備するいとまなく、社会秩序、国家秩序の流動化と再編

が急速に進んだ日本の中近世移行期に特有の歴史的事情に由来するのかもしれない。

新田一郎は上記のようなことを前提として、中世社会における紛争処理について、大略以下のような見解を提示する。⁽³⁰⁾ すなわち、中世の裁判においては、当事者間での対決ではなく、裁判権者とそれぞれの当事者との間での個別のやりとりとして手続が進められる。そして、当事者それぞれが主張する個々の事実が法的概念として整理されないまま、具体的な紛争解決の場面で主張されるし、それに基づいて裁判・裁定がなされる。そして、そこでは個別の主張の正当性の判断基準となる共通ルールが提供されていない。そのため、個別の主張をナマのまま根拠として紛争解決行動がなされるし、裁定の際にはそれらがそのまま判断の根拠となる、と。

このような状況は、戦国期においても同様であったと思われる。戦国法は中世法を基盤として成立したものであり、無論、時代の経過と変化に伴ってその内容は多様なものとなったが、法と社会との関わりに関する基本的な構造は、戦国大名「家中」においても新田が提示する内容がほぼ該当すると思われる。慣習、法令、過去の裁定、経緯など、一定程度の正当性をもつ根拠は存在するにしても、それらの序列と裁定の基準は当事者たちには必ずしも共有されない。そのような中で出される公権力の裁定は、第三者の仲裁により提示される解決案と本質的には変わらない。実際に戦国期においては、集団間の紛争に第三者である「中人」が介入して解決を図る方式が広く行われていたことが明らかにされている。⁽³¹⁾ 戦国大名「家中」の性格が自立した領主の連合体の性格をもつことを考え合わせれば、家臣間の紛争を解決する局面において、戦国大名権力は、「家中」における「中人」にあたる存在である。異なる点があるとするならば、それは、戦国大名権力が家臣に対する指揮命令権を有する、という事実が、家中においてある程度共通の認識となつている点である。

そのように考えると、喧嘩両成敗法が同害報復という法慣習の有効性を背景としていても、あくまでも権力が提供する有力な解決策のひとつにすぎない、と考える余地がであろう。新田は、喧嘩両成敗法の背景に、「いずれを理とするかという判断をくださない、もしくはくだすことができない、という事情」の存在を洞察しているが、その「事情」の内実を、紛争処理の観点から詳細に検討することで、喧嘩両成敗法の成立と展開をより深く理解することが可能となると思われる。

(3) 今後の課題

すでに多く論じられている内容を再整理することに終始した観はあるが、ここまでの検討を踏まえて今後の展望について記しておきたい。

本稿においては、「分国法」における「喧嘩」処理規定について、戦国大名「家中」の複雑な権力構造を示しつつ、その中で具体的にどのような意図で制定されていたのかを整理した。ここでは第一に「喧嘩」不拡大の基本のもと、それを実現するために、「喧嘩者」以外の関係者への処遇が規定されること、第二に、同時に「喧嘩者」への処遇がなされるが、それはある程度多様なものであったことを示した。次に、その処罰の根拠が暴力行使の事実、および大名の意向に反したことにあると考えられるものの、このことを単なる暴力禁圧のみから評価するのが妥当ではなく、紛争解決の観点から分析することの必要性を論じた。そして、戦国大名権力の裁判の性格を踏まえた当時の「喧嘩」処理の特質に関する考察の結果、喧嘩両成敗法の有効性を相対化するひとつの視点を提案した。得られた成果に比して残された課題は数多い。本稿では検討対象を「分国法」の「喧嘩」処理規定に限定したた

め、筆者の意図するところの、喧嘩両成敗観念の通時代的理解、という目標への直接的な言及は十分にできなかった。また、戦国期の喧嘩処理に関しても、たとえば近年進められている村落を中心とした在地社会秩序との関わりにおいて議論を提示することができなかった。その他、同時代、あるいは他の時代の「喧嘩」処理との関わり、当該期の裁判の特質の分析など、検討すべき内容は多岐にわたるが、それらについては後日を期したい。

註

- (1) 河野恵一「喧嘩両成敗観念の紛争処理法としての性格に関する試論——前近代紛争処理制度の通時代的理解に向けた論点の再整理と展望——」〔『法政研究』八三卷三号、二〇一六年〕。
- (2) 「分国法」の定義については諸説あるが、本稿ではその是非を論じることが目的としないため詳細には立ち入らず、たとえば浅古弘他編『日本法制史』（青林書院、二〇一〇年）一五二～一五三頁に示された概要を前提として論を進める。なお、この内容も踏まえた筆者のごく雑駁な理解は、河野恵一「戦国大名法研究の深化に向けた論点整理の試み」〔『法政研究』八一卷三号、二〇一四年 四六一～四六三頁にて示している〕。
- (3) 戦国期の喧嘩両成敗法の性格を論じた論考のうち本稿の関心と関わる主なものを以下列挙する。
- ・三浦周行「喧嘩両成敗法」〔同著『法制史之研究』岩波書店、一九一九年所収〕
 - ・辻本弘明「両成敗法の起源について」〔『法制史研究』一八、後に「両成敗法の起源」と改題して同著『中世武家法の史的構造——法と正義の発展史論——』岩田書院、一九九九年に収録〕
 - ・服藤弘司「喧嘩両成敗法——法史論争——」〔『社会科学の方法』通巻二〇号、一九七一年〕
 - ・石井紫郎「前近代日本の法と国制に関する覚書（一）——喧嘩両成敗法を手がかりとして——」〔『法学協会雑誌』八八卷五・六号、後に「中世の法と国制に関する覚書——喧嘩両成敗法を手がかりとして——」と改題して同著『日本国制史研究Ⅱ 日本人の国家生活』東京大学出版会、一九八六年に収録〕

- ・石尾芳久「喧嘩両成敗法について」(同『日本近世法の研究』木鐸社、一九七五年所収)
 - ・勝俣鎮夫「戦国法」(同『戦国法成立史論』東京大学出版会、一九七九年所収)
 - ・畠山亮「中世後期に於ける暴力の規制について——戦国期喧嘩両成敗法の成立まで——」(『法学』六五卷一号、二〇〇一年)
 - ・畠山亮「戦国期における喧嘩規制法について——戦国期喧嘩両成敗法の再定位——」(『法学』七五卷五号、二〇〇一年)
 - ・畠山亮「戦国大名武田氏における暴力の規制について(1)」「(3)」(『龍谷法学』四五卷四号、二〇一三年、四七卷四号、二〇一五年、四八卷四号、二〇一六年)
 - ・清水克行「喧嘩両成敗の誕生」(講談社、二〇〇六年)
 - ・河野恵一「戦国大名毛利氏の喧嘩処理に関する一考察——『喧嘩両成敗法』の評価をめぐって——」(『法制史研究』五〇号、二〇〇〇年)
 - ・河野恵一「自力救済とその規制…喧嘩両成敗法」(山内進他編『暴力——比較文明史的考察——』東京大学出版会、二〇〇五年所収)
 - ・河野恵一「喧嘩両成敗法成立の法史上の意義に関する一試論——戦国大名武田氏の喧嘩処理を手がかりとして——」(『九大法学』九二号、二〇〇六年)
- (4) 他に、喧嘩両成敗法に言及している論考は数多いが、それらについては必要に応じて随時提示していくこととする。特に注(3)所引、畠山「中世後期に於ける暴力の規制」および同「戦国期における喧嘩規制法」を想定している。
- (5) この点につき畠山も同様の認識であることは、注(4)で挙げた両論考において、紛争解決の側面について言及していることから明らかである。また筆者も注(3)所引、河野「戦国大名毛利氏の喧嘩処理」および同「自力救済とその規制」において暴力規制の観点を想定した考察を行っている。
- (6) 戦国大名権力構造については重厚な議論が積み重ねられている。本稿においては、比較的近年に刊行された以下の文

「分国法」における「喧嘩」処理規定に関する検討(河野)

献を主に参考とし、戦国大名権力の「家中」構造について概説を行っている。

- ・久留島典子『日本の歴史一三 一揆と戦国大名』（講談社、二〇〇一年）
 - ・神田千里『日本の中世一 戦国乱世を生きる力』（中央公論新社、二〇〇二年）
 - ・有光友学編『日本の時代史二 戦国の地域国家』（吉川弘文館、二〇〇三年）
 - ・山田邦明『日本の歴史八 戦国時代 戦国の活力』（小学館、二〇〇八年）
 - ・浅古弘他編『日本法制史』（青林書院、二〇一〇年）
 - ・池享『戦国期の地域社会と権力』（吉川弘文館、二〇一〇年）
 - ・大津透他編『岩波講座日本歴史 第九卷 中世四』（岩波書店、二〇一五年）
- (7) 戦国大名「家中」研究については、安芸毛利氏に関するものを中心に多くの論考が存在する。注(6)所引『岩波講座日本歴史 第九卷』所収の長谷川博史「国人一揆と大名家中」において研究状況の整理と今後の展望が示されている。
- (8) 「家人型直臣」と「家礼型直臣」の区別については、武家社会における主従関係を佐藤進一氏の説に基づいて整理された石井進氏の所説（主従の関係）相良亨・尾藤正英・秋山虔編『講座日本思想』3 秩序『東京大学出版会、一九八三年所収』に基づいている。氏の所説は鎌倉期を対象としたものであるが、主人への服従の度合いが強い「家人型」と主人から相対的に独立した「家礼型」とを区別する意義は戦国期においても存すると考える。もっとも、両者の区別は必ずしも明確なものではないことを付言しておく。
- (9) 自立的領主が「大名家」を中心に結集した理由としては、例えば百姓階級との階級闘争の激化、あるいは他の集団との政治的・軍事的対立等、自らの「力」のみでは自らの「イエ」集団の自立性を維持することが困難となるような状況に対処するための政治的判断の結果であると説明とされてきた。たとえば勝俣注(3)所引「戦国法」参照。しかし近年では、それら階級闘争の存在を要因とする見解に対しては、近年の研究深化に伴い大幅な修正が迫られていると思われる。とりわけ領主と百姓との関係について、階級闘争を重視する立場から深められた当時の村落の自立・自律性を重視する立場を継承しつつ、領主と村落との間で相互依存・補完関係が形成されたことが解明されつつある。それらの

近時の代表的業績として、神田千里『戦国時代の自力と秩序』（吉川弘文館、二〇一三年）、長谷川裕子『戦国期の地域権力と惣国一揆』（岩田書院、二〇一六年）などが挙げられる。本来であれば戦国大名「家中」の構造を子細に解明するためにこれらの成果にも本論で言及するべきであるが、当面の論旨の方向性に大きな影響はないと考えるため、それらを含めた考察は別の機会に譲りたい。

(10) 一揆と戦国大名「家中」との関係については、注(3)所引の諸文献においてもたびたび論じられ、とりわけ注(7)所引の長谷川博史の論考のタイトルが「国人一揆と大名家中」とされているとおり、近時に至っても戦国大名権力の特性を語る上での重要な切り口であると考えられる。また、喧嘩両成敗法の初期の例が一揆の法に見い出せることから、一揆の特質をも視野に入れた考察を行うべきであるが、本稿では十分に触れることができなかったため、他日を期したい。なお、注(3)所引河野「自力救済とその規制」において、喧嘩両成敗法に関する研究史整理・論評を行う上で、このことに関する筆者の見解を若干論じているので参照されたい。

(11) 水林彪「近世的秩序と規範意識」（注(8)所引『講座日本思想 3 秩序』所収）参照。

(12) 以下、特に断らない限り、「分国法」の史料は、佐藤進一・池内義實・百瀬今朝雄編『中世法制史料集』第三卷 武家
家法 I（岩波書店、一九六五年）による。また、必要に応じ石井進他編『日本思想体系 二 中世政治社会思想 上』
（岩波書店、一九七二年）を参照した。

(13) 注(3)所引勝俣「戦国法」参照。

(14) なお、「塵芥集」第三八条において「喧嘩口論により人を斬る事は、手負い多き方の理運たるべし」とされている。このみ見れば「喧嘩」で負傷者が出た場合、負傷の度合いが大きい側を「理運」とすることを「喧嘩」処理の原則として
いるかの如くであるが、続く部分において「但し、手負い死人多くとも、懸かり候はば懸かり手の越度たるべし」と
されており、ここでは死傷者の多寡に拘わらず「喧嘩」を仕掛けた側を「越度」とするとされていて、前半部と後半部
で矛盾し、整合的な解釈をし難い。ポイントとなるのは「手負い」の語の解釈である。「手負い」を負傷ととるか負傷者
ととるかによって全体の解釈が変わってくる。本稿では仮に「手負い」の語を負傷者の意味に解し、さらにこの第三八

「分国法」における「喧嘩」処理規定に関する検討（河野）

条を「喧嘩」に端を発した集团的闘争の状況を想定しているものと考え、「喧嘩口論に際して刃傷を犯したならば、(双方当事者集団単位で見て) 負傷者が多い方を『理運』とする、但し、たとえ死傷者が多くとも、暴行を先に仕掛けた側を「越度」とする」と、一応理解しておく。本条の解釈についてはなお後日を期したい。

- (15) 注(12)所引『中世政治社会思想 上』補注「今川仮名目録」第四条の項参照。また勝俣は同著「補注」四五二頁において、「吉川氏法度」第十九条を、「板倉氏新式目」の中の、「一、喧嘩口論之事、一方害則其一方不移時剋可令殺害、縦雖為刃傷、於存命者、相手者先籠舍可申付、罪之軽重を以、刃傷之寸方切返敷」という「同害刑」を定めた部分と、さらに「毛利氏掟」の「相手向」という方式との影響を受けて制定されたものであって、その内容は「喧嘩で勝った者を大名権力が、負けた被害者がうけた損害と同量の刑に処す」ものである、とされる。この解釈についてはなお検討の余地があると考えるが本稿においては十分な準備がないため、後考を期したい。

- (16) 筆者は、戦国大名による「喧嘩」処理が喧嘩両成敗法に収斂していくと考えているわけではない。ここで引用した勝俣氏の論には検討すべき重要な論点が複数存在しているように思われるが、今その詳細な検討を行うことはできない。後日の課題としたい。

- (17) 注(3)所引石井紫郎『日本人の国家生活』一〇四頁参照。

- (18) 注(12)所引『中世政治社会思想 上』「塵芥集」第三九条頭注参照。

- (19) 注(3)所引石井紫郎『日本人の国家生活』一〇四頁参照。

- (20) 注(3)所引河野「自力救済とその規制」および同「喧嘩両成敗法成立の法史上の意義に関する一試論」参照。

- (21) 注(3)所引清水『喧嘩両成敗の誕生』、特に第五章「喧嘩両成敗のルーツをさぐる」を参照。

- (22) 同前、一九一頁参照。

- (23) 同前、一九四頁参照。

- (24) なお、清水は公正な裁判とは相反する「喧嘩両成敗」は、「紛争当事者の平衡感覚に配慮しつつ緊急に秩序回復を図るために中世社会が生み出した究極の紛争解決策であった。しかし、そこには単純明快であるがゆえに、しばしば安易な

運用で理非が蔑ろにされる危険がつけねにつきまとった。」(同前、一九〇頁)と、裁判と喧嘩両成敗との関係について言及している。

(25) 注(3)所引石井紫郎『日本人の国家生活』一二二頁参照。

(26) 同前、一二三頁参照。

(27) 同前。

(28) 同前。

(29) 注(3)所引河野「自力救済とその規制」および同「喧嘩両成敗法成立の法史上の意義に関する一試論」参照。

(30) 新田一郎「日本中世の紛争処理の構図」(歴史学研究会編『紛争と訴訟の文化史』青木書店、二〇〇〇年)および同

「コラム 喧嘩両成敗法」(水林彪・大津透・新田一郎・大藤修編『新体系日本史2 法社会史』山川出版社、二〇〇一年所収)参照。

(31) 藤木久志『戦国社会史論——日本中世国家の解体——』(東京大学出版会、一九七四年)において提示され、以後広く研究対象となり、注(6)所引の諸論考においてもたびたび言及されている。

(32) 注(30)所引新田「コラム 喧嘩両成敗法」二一六頁参照。